

長生郡市広域市町村圏組合

汚泥再生処理センター建設工事

総合評価入札実施要領書

平成27年8月

長生郡市広域市町村圏組合

長生郡市広域市町村圏組合
汚泥再生処理センター建設工事
総合評価入札実施要領書

目 次

1	総合評価入札実施要領書等の定義	1
2	対象工事の概要	2
1)	工事名称	2
2)	対象となる計画施設の種類	2
3)	施設等の管理者の名称	2
4)	工事実施場所	2
5)	施設等の概要	2
6)	工事目的	3
7)	工事期間	3
8)	業務範囲	4
3	建設者募集等のスケジュール（予定）	5
4	入札参加者に関する条件	6
1)	入札参加者資格要件	6
(1)	入札参加者の構成等	6
(2)	入札参加者の参加資格要件	6
2)	応募に関する留意事項	8
(1)	入札実施要領書等の承諾	8
(2)	費用負担	8
(3)	入札保証金	8
(4)	使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻	8
(5)	著作権	8
(6)	入札書類の取扱い	8
(7)	組合が提示する参考資料の取扱い	8
(8)	入札無効に関する事項	8
(9)	入札延期等	9
(10)	予定価格の公表	9
(11)	評価対象下限価格の設定	9
(12)	その他	9

3) 入札に関する手続	9
(1) 入札実施要領書等の配付	9
(2) 入札実施要領書等に関する質問の受付	10
(3) 入札実施要領書等に関する質問に対する回答	10
(4) 入札参加表明書及び参加資格確認申請書の提出日	11
(5) 参加資格の確認(資格審査)	11
(6) 参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明	12
(7) 現地見学会	12
(8) 参考資料の閲覧	12
(9) 入札書類の提出	13
(10) その他	15
(11) 問い合わせ先	15
5 工事条件	16
1) 事業計画の提案に関する条件	16
(1) 組合が支払う工事費	16
(2) 設計・建設に係る提案条件	16
(3) リスク管理の方針	16
(4) 保険	17
(5) 業務の委託	17
2) 組合による本工事の実施状況の管理	17
(1) 実施設計状況	17
(2) 工事施工状況	17
(3) 工事完成	18
6 入札書類の審査	18
1) 技術審査会の設置	18
2) 審査の方法	18
(1) 入札書類審査	18
(2) 落札者の決定	18
3) 審査事項	18
4) 事務局	18
7 契約の概要	19
1) 工事契約書	19
2) その他	19
リスク分担表(案)	20

1 総合評価入札実施要領書等の定義

長生郡市広域市町村圏組合（以下「組合」という。）は、組合の計画する長生郡市広域市町村圏組合汚泥再生処理センター建設工事について、建設業者を公募により選定し、実施する。

この総合評価入札実施要領書（以下「入札実施要領書」という。）は、組合が本工事を実施する建設業者を総合評価一般競争入札方式により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に配付するものである。

入札参加者は、入札実施要領書の内容を踏まえ、入札に必要な見積設計図書を提出すること。

なお、入札実施要領書に併せて配付する様式集、見積設計仕様書（工事仕様書）、総合評価入札落札者決定基準、建設予定地測量図、建設予定地ボーリングデータ、旧ごみ処理施設に関する設計図書等地下埋設物に関する資料も一体の資料とし、これらの全資料を含めて「総合評価入札実施要領書等」と定義する。

2 対象工事の概要

1) 工事名称

長生郡市広域市町村圏組合汚泥再生処理センター建設工事

2) 対象となる計画施設の種類の種類

汚泥再生処理センター

3) 施設等の管理者の名称

長生郡市広域市町村圏組合 管理者 田中豊彦

4) 工事実施場所

千葉県長生郡長生村藪塚 1, 115-1

5) 施設等の概要

本工事の対象とする計画施設の概要は、以下に示すとおりである。

●立地に関する事項

項目	概要	
敷地面積	約 23,600m ² (ごみ焼却施設及び汚物処理場との共有敷地)	
周辺状況	北側	組合管理棟及び長生郡市温水センター
	東側	一宮川
	西側	組合ごみ処理施設及び鶴枝遊水公園
	南側	
用途地域	工業地域	
建ぺい率	60%	
容積率	200%	
高度地域	指定なし	
防火地域	指定なし	

●施設に関する事項

項目		概要
処理方式		浄化槽汚泥の混入比率の高い脱窒素処理方式
汚泥再生処理	処理対象物	し尿：10 k L / 日
		浄化槽汚泥：87 k L / 日（農集排汚泥含む）
管理施設		管理棟（処理棟と合棟とする）
敷地		建設予定地は、旧ごみ処理施設の解体撤去後の跡地であり、GL-2m以下に地下構造物、基礎杭及びコンクリートガラ等が埋設された状態である。
汚泥再生処理センターに付帯する資源化施設		汚泥脱水設備、助燃剤搬出設備、助燃剤受入設備、焼却施設への助燃剤供給設備から構成される資源化施設

6) 工事目的

本工事は、公共下水以外から排出されるし尿・浄化槽汚泥を適正（安定的・経済的・衛生的かつ安全）に処理することにとどまらず、将来の継続的に維持が可能な循環型社会に対応できる資源化が可能な施設として一部の農業集落排水処理汚泥を受入れ資源化を行う施設を建設することを目的とする。

7) 工事期間

工事期間は、次のとおりとする。

- ・契約日の翌日（平成 28 年 2 月下旬予定）から平成 30 年 3 月 20 日までとする。

8) 業務範囲

本工事で、建設業者が行う業務の範囲は次のとおりである。詳細については、見積設計仕様書にて示す。

業務範囲

業務区分	業務内容
施設の建設	本計画施設に係る設計・施工
	建築確認申請等手続
	交付金申請手続に関する資料等の作成
	一般廃棄物処理施設設置届等関係官公署への手続支援
	用地造成、搬入路整備等
	緑地等の整備
	本計画施設の試運転及び運転指導
	本計画施設の引渡し
	組合が行う近隣対応への協力
上記項目に付随する業務	

3 建設業者募集等のスケジュール（予定）

建設業者の募集及び選定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第1項及び2項の規定に基づく総合評価一般競争入札方式によるものとする。

また、建設業者募集等のスケジュールは、次のとおり予定している。

日付	内容
平成27年8月10日（月）	公告
平成27年8月10日（月）から 平成27年8月18日（火）まで	入札実施要領書等の配付、 入札実施要領書等に関する質問受付（第1回） （ただし、見積設計仕様書に関する内容は除く）
平成27年8月26日（水）から 平成27年8月28日（金）まで	入札実施要領書等に関する質問に対する回答（第1回）
平成27年8月27日（木）から 平成27年8月28日（金）まで	入札参加表明書及び参加資格確認申請書の受付
平成27年9月7日（月）まで	入札参加者資格確認の結果通知
平成27年9月18日（金）	現地見学会の実施
平成27年9月18日（金）から 平成27年9月25日（金）まで	参考資料閲覧
平成27年9月25日（金）から 平成27年10月1日（木）まで	入札実施要領書等に関する質問受付（第2回）
平成27年10月13日（火）まで	入札実施要領書等に関する質問に対する回答（第2回）
平成27年11月13日（金）	入札（入札書類の提出）
平成27年11月 中旬頃	基礎審査
平成27年12月 月上旬頃	技術審査（プレゼンテーション・ヒアリングの実施含む）
平成27年12月 中旬頃	開札（技術点数の算出後、速やかに開札する）
平成27年12月 中旬頃	価格審査
平成28年1月 下旬頃	落札候補者の選定
平成28年1月 下旬頃	落札者決定（仮契約）
平成28年2月 下旬頃	議会議決
平成28年2月 下旬頃	工事請負契約の締結

4 入札参加者に関する条件

1) 入札参加者参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおり定める。

- ア 入札参加者は、一企業又は複数の企業で構成すること。
- イ 入札参加者が複数の企業から構成される場合は、代表企業を定めること。
また、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時に、入札参加者の構成員について明らかにすること。
- ウ 入札参加者の構成員の変更は、原則認めない。
- エ 入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員になることはできない。

(2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者は、次に掲げる要件を全て備えていること。

ただし、入札参加者が複数の企業から構成される場合には、すべて構成員が、次のアからカの要件を備え、いずれかの構成員がキからクの要件を備えること。

- ア 建設工事等入札参加業者資格者名簿に登録されている者で、千葉県又は圏域内市町村及び長生郡市広域市町村圏組合から指名停止措置を、当該公告日から当該工事等の入札日までの間、受けていない者でなければならない。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者のほか、手形交換所において取引停止処分を受け2年間を経過しない者、当該工事の入札日前6箇月以内に手形、小切手を不渡りした者、及び会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更正手続開始決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者は除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- ウ 直近営業年度の法人税、消費税及び地方消費税並びに千葉県の県税及び組合構成市町村の法人住民税納税義務者にあつては当該税を滞納していない者であること。
- エ 本工事に係るコンサルタント業務に関与した者と資本面・人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、当該関与者の総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその発行済株式総数の100分の20を超える株式を有するものをいい、「人事面において関連がある者」とは、代表権を有する役員が、当該関与者の代表権を有する役員をかねている場合の会社をいう。

次の者は、本工事のコンサルタント業務に関与した者である。

株式会社 環境技術研究所 大阪市西区阿波座 1-3-15

オ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 100 号）に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが無くなった日から 5 年を経過していない者でないこと。

カ 次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く）でないこと

①健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

②厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

③雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

キ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。

ク 循環型社会形成推進交付金対象事業である汚泥再生処理センター建設工事の元請け者としての新設又は更新工事の施工実績を有していること。

2) 応募に関する留意事項

(1) 入札実施要領書等の承諾

入札参加者は、入札書類の提出をもって、入札実施要領書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、全て入札参加者の負担とする。

(3) 入札保証金

免 除

(4) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は、日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 著作権

入札参加者から入札実施要領書等に基づき提出される書類の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、組合は、本工事の範囲において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、入札実施要領書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(6) 入札書類の取扱い

提出された入札書類については、変更することができない。また、理由のいかんに係らず、返却しない。

(7) 組合が提示する参考資料の取扱い

組合が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。

また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示してはならない。

(8) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 提出書類に虚偽の記載がある場合

イ 著しく信義に反する行為をした場合

ウ 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる場合

エ アからウに掲げるものの他、組合が指定した事項に違反した場合

(9) 入札延期等

組合が必要と認めたときは入札を延期し、中止し、又は、取り消すことがある。

(10) 予定価格の公表

予定価格は3,564,000,000円とする。

(消費税及び地方消費税相当額を含む額とする)

(11) 評価対象下限価格の設定

組合が設定する評価対象下限価格以下の価格提示者は、提示金額にかかわらず、価格点を満点とする。

なお、評価対象下限価格は事後公表とする。

(12) その他

入札実施要領書等に定めるもののほか、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加者に通知する。

3) 入札に関する手続

(1) 入札実施要領書等の配付

入札実施要領書等の配付を次のとおり行う。

①配付日

平成27年8月10日(月)から平成27年8月18日(火)まで

(ただし、土曜日、日曜日を除く。)

②配付時間及び場所

時 間：午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

場 所：長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課 茂原市下永吉2,101番地

③配付資料

入札実施要領書、様式集、見積設計仕様書(工事仕様書)、落札者決定基準、建設予定地測量図、建設予定地ボーリングデータ、旧ごみ処理施設に関する設計図書等地下埋設物に関する資料。

④配布の方法

入札実施要領書、様式集、落札者決定基準については本組合のホームページからダウンロードが可能であるが、その他資料については、所管課へ電話による申込みを行い、日時の指定を受けたうえで、設計図書等貸出申請書(長生郡市広域市町村圏組合一般競争入札実施要領(平成25年5月24日告示第23号)別記第1号様式)を提出し配布を受けるものとする。また、配布資料はコンパクトディスク等の記録媒体に電子ファイルとして記録したものを配布する。なお、記録媒体は入札参加希望者の負担とする。

(2) 入札実施要領書等に関する質問の受付

入札実施要領書等の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。
ただし、第1回については、見積設計仕様書に関する内容は除く。

①受付期間

- ・第1回：平成27年8月10日(月)から平成27年8月18日(火)午後5時まで
- ・第2回：平成27年9月25日(金)から平成27年10月1日(木)午後5時まで
(2回目質問は、後記の参加資格の確認を受けた者のみが提出することができる。)

②質問方法

様式1-4に質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。
それ以外の方法(電話、FAX、口頭、郵便等)による質問は受け付けない。
提出に当たって使用するソフトは、「Microsoft Excel」(Windows版)とする。

③提出先

長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課：4 3) (11) 参照
(電子メール送付に当たっては、表題を「質問提出 環境衛生課管理係宛」とすること。)

(3) 入札実施要領書等に関する質問に対する回答

回答については、次のとおり行う。

なお、電話、FAX、口頭、郵便での回答など個別には対応しない。不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

①第1回：平成27年8月26日(水)から平成27年8月28日(金)までの間、
組合のホームページに回答を掲載する。

②第2回：平成27年10月13日(火)までに組合から参加資格審査を経て適格業者
と認められた者(以下、「適格業者」という。)全員に対して、回答書を
電子メールにて送信する。

(4) 入札参加表明書及び参加資格確認申請書の提出日

次により入札参加表明書及び参加資格確認申請書を受け付ける

①提出日時

平成 27 年 8 月 27 日（木）から 8 月 28 日（金）までの間、
午前 9 時から正午まで、午後 1 時から午後 5 時まで

②提出先

長生郡市広域市町村圏組合 総務課工事管理室
茂原市下永吉 2, 101 番地

③提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

④提出書類

- ア 入札参加表明書（単独企業：様式 2-1-1 複数企業：様式 2-1-2）
- イ 構成員表（複数企業のみ提出：様式 2-2）
- ウ 事業実施体制（様式 2-3）
- エ 参加資格確認申請書（単独企業：様式 2-5-1 複数企業：様式 2-5-2）及び添付書類
 - i) 会社概要・業務経歴書
 - ii) 登記簿謄本
 - iii) 代表企業及び全構成企業の納税証明書（直前営業年度の法人税、消費税及び地方消費税に関する納税証明書並びに千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、岐阜県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、新潟県、秋田県、山形県、福島県、宮城県、岩手県、青森県、北海道の法人住民税納税義務者にあつては当該納税証明書）
 - iv) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 15 条の規定に基づく、清掃施設工場に係る特定建設業の許可を受けている者であることを証明する書類
 - v) 当該実績を有していることを証明する書類（様式 2-6）
- オ 委任状（様式 2-4）
- カ 印鑑証明書及び印鑑届（様式自由：構成員全員について、実印を押印の上、本工事の入札手続等に使用する印鑑及びその使用者を届けること）

(5) 参加資格の確認（資格審査）

組合は、提出された入札参加表明書及び参加資格確認申請書等により本工事の参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。

参加資格確認の結果については、平成 27 年 9 月 7 日（月）までに応募者（複数の企業からなる場合は代表企業）に対し、書面にて通知する。

ただし、参加資格確認から契約締結までの期間に、入札参加者又は入札参加者を構成する企業が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。

(6) 参加資格が無いと認められた者に対する理由の説明

- ア 入札参加資格が無いと認められた者は、組合に対してその理由の説明を求められることができる。
- イ アの説明を求める場合は、その旨を記載した書面を平成27年9月14日(月)(ただし、土曜日、日曜日を除く)までに、総務課工事管理室に提出する、提出方法は郵送又は持参によるものとし、ファックス・電子メールによるものは受け付けない。説明を求めた者に対する回答は、平成27年9月24日(木)付で書面により行う。

(7) 現地見学会

現地見学会を次のとおり開催する。

現地見学会への参加を希望する企業は、様式1-1により平成27年9月14日(月)午後5時までに、ファックスにて申し込むこと。参加者は、1社当たり4名までとする。ただし、参加希望企業によっては、人数を調整する場合がある。

①見学会の時間及び場所

日 時：平成27年9月18日(金)13時30分から

場 所：建設予定地

長生郡長生村藪塚1,115-1

②その他

参加申込先：問い合わせ先：4 3) (11) 参照

(8) 参考資料の閲覧

①参考資料の閲覧

下記の参考資料の閲覧を希望する者は、上記(7)現地見学会への申込時に、様式1-2により閲覧の申込をした上で、現地見学会への参加の際に、様式1-3を提出すること。

(閲覧に供する参考資料一覧)

■日別搬入実績(過去3ヵ年)

■搬入物性状調査実績

■現有施設運転実績

■長生地域循環型社会形成推進地域計画

※循環型社会形成推進地域計画に記載している建設事業費は、今後変更を予定している。

参考資料の閲覧は、下記の期間及び場所にて行う。

ア 閲覧期間

平成27年9月18日(金)から平成27年9月25日(金)までの午前(午前9時~正午)又は午後(午後1時30分~午後4時30分)。ただし土曜日、日曜日、祝日を除く。

イ 閲覧場所

長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課
茂原市下永吉 2, 101 番地

ウ 閲覧にあたっての留意事項

- i) 閲覧は、午前又は午後の 3 時間を 1 単位とし、2 単位までとする。申込の状況によっては、組合が閲覧スケジュールの調整を行うことがあるので留意のこと。
- ii) 閲覧に供する資料の貸出しは行わない。
- iii) 閲覧にあつては、資料のコピー及びカメラ・ビデオなどの記録媒体の使用は、行ってはならない。
- iv) 複数企業によるグループで入札に参加する等の理由により、複数の企業により閲覧を希望する場合は、代表企業が、様式 1-2 により申し込むこと。ただしその場合でも、様式 1-3 は、閲覧に参加する全ての企業が提出すること。
- v) 参考資料の閲覧への参加者は 4 名以内とする。閲覧にあつては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書を、参加者各自が持参すること。

(9) 入札書類の提出

入札参加者は、次により本工事に関する入札書類を提出すること。

①提出日時

平成 27 年 11 月 13 日 (金) 13 時 30 分

②提出場所

長生郡市広域市町村圏組合 管理棟会議室
茂原市下永吉 2, 101 番地

③提出方法

持参とし、その他の方法は認めない。

④入札書類

提出された入札書類が全て揃っていることを確認し、書類が不備の場合は失格とする。

入札書類については、次のとおりとし、「ウ」の概要版については、7 部を提出すること。

併せて、提出書類等を電子データとして CD-ROM により 1 部提出すること。

ア 入札書類提出書 (様式 3-1)

イ 入札書 (様式 3-2)

ウ 長生郡市広域市町村圏組合汚泥再生処理センター建設工事見積設計図書及びその概要版

⑤入札価格記載要領

入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

入札書は、封筒に入れ封かんし、工事名称・宛先・入札参加者の代表企業名及び参加資格確認結果の通知に記載されている入札参加者番号を記入すること。

⑥概要版作成要領

概要版は、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4版及びA3版」縦置き横書き左綴じとする。また、概要版の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。

ただし、図表に用いる文字はその限りではない。概要版には、会社名やロゴマークは一切使用しないこととし、参加資格確認結果の通知に記載されている入札参加者番号を記入すること。

⑦入札参加者

複数の企業によるグループで入札に参加する場合は、代表企業のみが参加する。なお、代理人が参加する場合は、委任状（様式自由）を入札書類と併せて提出する。

委任状の提出のない場合は、入札に参加できない。

⑧入札（開札）の手順

入札参加者は、技術審査終了後、次により開札するので参集すること。

ア 開札日時

平成27年12月中旬頃（具体的な日程は、入札参加者へ別途通知する。）

イ 開札場所

長生郡市広域市町村圏組合 茂原市下永吉2,101番地

ウ その他

i) 入札書類が全て揃っている入札参加者の入札書（様式3-2）を開札する。

開札は、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係の無い職員を立ち合わせる

ii) 入札価格が、組合の設定した予定価格を超えている場合は失格とし、その場で当該入札参加者に通知する。なお、全入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わない。

(10) その他

ア 組合が提示する資料及び回答書は、入札実施要領書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

イ 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

i) 提出日時までに入札書類が提出されない場合

ii) 入札書類に虚偽の記載があった場合

iii) 入札実施要領書等の規定に違反すると認められた場合

(11) 問い合わせ先

茂原市下永吉 2, 101 番地

長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課管理係

電話 : 0475-23-4944

ファックス : 0475-26-1113

電子メール : kankyo@choseikouiki.jp

5 工事条件

本工事の実施に係る条件は、次のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成すること。

1) 事業計画の提案に関する条件

(1) 組合が支払う工事費

① 工事費の考え方

組合は、契約に基づき建設業者が行う設計、建設に関する費用として落札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を支払う。

② 提案にあたっての留意事項

工事費について、循環型社会形成推進交付金対象事業及び地方単独事業に相当する費用を合わせたものとして項目ごと、年度ごとの内訳書を提出すること。

(2) 設計・建設に係る提案条件

以下の提案条件に基づき提案を行うものとする。

- ① 処理対象物は、し尿、浄化槽汚泥及び農業集落排水処理汚泥とする。
- ② 当該予定地にかかる各規制基準を満足できる施設とする。
- ③ 処理方式については、処理性能・環境性能・経済効果、資源化について最良の方式となるものを提案すること。
- ④ 事業提案事項について、施設供用開始後も責任あるものとする。

(3) リスク管理の方針

① 基本的考え方

本工事における設計・建設に係る責任は、原則として建設業者が負う。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途建設業者と協議の上、組合が責任を負う。

② リスク分担

予想されるリスク及び組合と建設業者との責任分担は原則として別紙「リスク分担表」に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、工事契約書で定める。

(4) 保 険

本計画施設の建設にあたるものは、建設工事保険又は組立保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）及び請負者賠償責任保険（又は類似の機能を有する共済等を含む）に加入すること。

(5) 業務の委託

建設業者は、本業務の全部若しくは一部を外部に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、建設業者が予め書面により、本業務の一部について、外部に委託し、又は請け負わせることについて、組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

2) 組合による本工事の実施状況の管理

組合は、契約に基づき提供される設計及び建設等業務に係る見積設計仕様書（工事仕様書）に定める仕様（性能）を確認するため、本工事の実施状況の管理を次のとおり行う。

(1) 実施設計状況

組合は、実施設計図書が提出された時点で、その設計が事業提案に基づいたものである工事契約書及び見積設計仕様書（工事仕様書）に定める仕様（性能）に適合するものであるか否かについて確認を行う。

(2) 工事施工状況

① 工事着工前

建設業者は、建築基準法に規定される工事監理者及び建設業法に定める主任技術者又は監理技術者をもって工事監理を行わせるが、組合は工事着工前にその体制などについて確認を行う。

② 定期

組合は、定期的に工事施工の進捗状況及び工事監理の状況について確認を行う。

③ 随時

組合は、必要と認める場合には、工事施工及び工事監理について確認を行う。

④ 中間確認

組合は、本施設は設計図書に従い建設されていることを確認するために、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施する。中間確認の結果、工事の内容が設計図書に適合しない場合には、組合は補修又は改造を求めることができる。

(3) 工事完成

組合は、施設の状態が工事契約書及び見積設計仕様書（工事仕様書）に定める仕様（性能）に適合するものであるか否かについて確認を行う。確認の結果、本施設が工事契約書及び見積設計仕様書（工事仕様書）に定めのある仕様（性能）に適合しない場合には、組合は補修又は改造を求めることができる。

また、組合は、施設の引渡し前に建設業者が作成・提出する維持管理マニュアル等必要書類を確認する。

6 入札書類の審査

1) 技術審査会の設置

長生郡市広域市町村圏組合「汚泥再生処理センター」建設工事の建設業者選定にあたり、公正性及び透明性を確保することを目的に、長生郡市広域市町村圏組合汚泥再生処理センター建設工事に係る総合評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）を設置する。なお、技術審査会は非公開とする。

2) 審査の方法

(1) 入札書類審査

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、技術審査会において入札書類の審査を総合評価の方法により行い、優秀提案を選定する。

総合評価は、入札参加者から提出された見積設計図書及びその概要版及び入札書について、審査項目及び入札価格の評価に応じて点数を付与し、それらの合計した総合点数の最も高い者（失格要件に該当する者を除く。）を優秀提案（落札候補者）として選定する。

なお、入札書類の審査に先立ち、提案者から提案の内容について説明を受ける場を設けることができる。

(2) 落札者の決定

ア 組合は、技術審査会の審査を踏まえ、落札者を決定する。

イ 入札結果は、平成 28 年 2 月に入札参加者（代表企業）に文書で通知する。

電話等による問合せには応じない。

3) 審査事項

審査事項は、落札者決定基準に示す。

4) 事務局

建設業者の公募及び選定に係る事務局は、次のとおりである。

長生郡市広域市町村圏組合 環境衛生課

7 契約の概要

1) 工事契約書

工事期間中の組合と落札者の役割、責任分担について別紙のリスク分担表（案）を参考とし明確化する。

2) その他

- (1) 落札者が契約を締結しない場合は、総合評価一般競争入札の総合評価得点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、契約を締結する。
- (2) 本契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定による議会の議決に付さなければならない契約であるため、組合議会の議決を得るまでの間は仮契約とし、議会で可決された日から効力を生じる。このため、議会で可決されない場合は、契約は無効となり、組合は損害賠償の責を負わないものとする。

リスク分担表（案）

段階	リスク	リスクの内容		リスクに対する責任負担者	
				組合	建設業者
共通	法令変更リスク (税制度含む)	1	本工事に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの	○	
		2	上記以外の法制度の新設・変更に関するもの		○
	住民対応リスク	3	建設に対する住民反対運動等に関するもの等	○	○
	事業の中止・遅延 に関するリスク	4	組合の指示等によるもの	○	
		5	組合の債務不履行によるもの	○	
		6	建設業者が行う設計・建設に必要な許認可などの遅延によるもの		○
		7	建設業者の責による工事の中止及び建設業者の放棄、破綻によるもの		○
	不可抗力リスク	8	天災・暴動等による本工事に変更・中止等が生じるリスク	○	△
	入札実施要領書等 変更リスク	9	入札実施要領書、見積設計仕様書（工事仕様書）、その他組合が提示した図書等必要データの変更・不備など	○	
設計・建設	設計・施工に関するリスク	10	組合の責による事業内容の変更に起因する要求性能の変更	○	
		11	建設業者の責による要求性能の未達		○
	第三者賠償リスク	12	設計・建設において第三者に損害を与えるリスク		○
	事故の発生リスク	13	建設時の事故発生		○
	環境保全リスク	14	建設に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等		○
		15	稼動に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合等	○	△
施設の引渡し	運転指導リスク	16	運転指導の不備により組合が適正な運転を行えない		○
	施設の性能確保 リスク	17	施設の引渡し時における要求性能確保に関するもの		○